

～これから働く皆様へ～

【山形県労働委員会】

働くときに確認しましょう

働く前に勤務地や
業務内容、勤務時
間を確認すべきだ
った・・・。



突然解雇を告げら
れ、受け入れてし
まった・・・。

- 働く前に、労働契約や労働条件通知書により、労働条件を確認しましょう。
- 働き始めたら、就業規則を確認し内容を理解しておきましょう。

労働トラブルでお困りの方、お電話ください！

メールでの相談はホームページの
「お問い合わせフォーム」から

山形県労働委員会（村山総合支庁本庁舎 6 階）

TEL：023-666-7784

山形県労働委員会 相談

検索

受付時間：8:30～12:00/13:00～17:15（ただし、土・日・祝日を除きます。）



労働トラブル

Q & A



Q 1 会社が遊びに行くための有給
休暇を認めてくれないだけ
ど・・・

A 1 有給休暇は利用目的を問わ
れることなく取得できます。

Q 2 ミスが原因で解雇されたんだ
けど・・・

A 2 社会の常識にかなう納得でき
る理由がない解雇は無効で
す。

Q 3 仕事中にケガをしたけど、会社
からは、治療費は自己負担と
言われたけど・・・

A 3 仕事が原因のケガは労災保険
が適用され、自己負担する必
要はありません。

Q 4 会社が残業代を払ってくれない
んだけど・・・

A 4 会社には法定労働時間を超
えた労働には、割増賃金を支
払う義務があります。

Q 5 会社をなかなか辞めさせてく
れないんだけど・・・

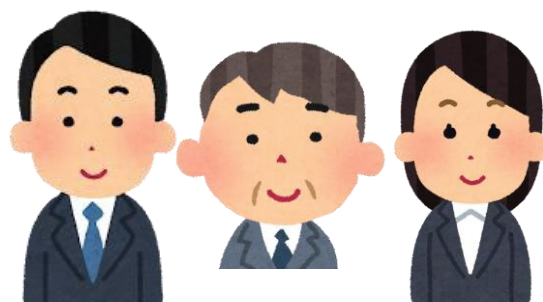
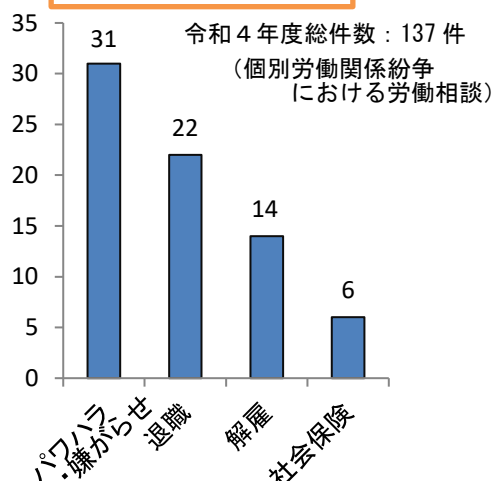
A 5 無期雇用の場合、原則、2
週間前までに申出をすれば大
丈夫です。（ただし、就業規則
に定める申出の期間が優先さ
れる可能性もあります。）

労働委員会とは？

☆労働組合や個々の労働者と使用者との間の紛争を公正・中立な立場で、迅速、円満に解決するための県の行政機関です。

☆公共の利益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者構成です。

主な相談内容別件数



労働委員会

相談以外に「あっせん」も行っています！

★「あっせん」とは、労働問題に詳しい労働委員会の委員が、労働者と会社の双方から事情をお聴きし、話し合いによる解決を無料でお手伝いする制度です。

あっせんの事例

- ・未払いの残業代を会社に支払ってほしい。
- ・会社から一方的に解雇されたので撤回させたい。
- ・上司からパワハラを受けたので慰謝料を請求したい。
- ・職場環境の改善を求めたい。
- ・配転命令について撤回させたい。



<お問い合わせ・相談先>

利用無料

秘密厳守

〒990-2492

山形市鉄砲町二丁目19番68号（村山総合支庁本庁舎 6階）

山形県労働委員会事務局

電話・メール・オンライン・対面での相談が可能です！お気軽にお問い合わせください。

TEL：023(666)7784

受付時間：8:30～12:00/13:00～17:15

（ただし、土・日・祝日を除きます。）

メールでの御相談はホームページの
「お問い合わせフォーム」から

